

## 契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面は、下記金融商品取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

金融商品取引法第 2 条第 8 項第 11 号に掲げる契約（以下、「投資顧問契約」とする。）

### 当社の概要

商号等	バランス投資顧問株式会社 金融商品取引業者 福岡財務支局長（金商）第 77 号
本店所在地	〒810-0014 福岡市中央区平尾一丁目 13 番 25 号 208
資本金	金 800 万円（平成 22 年 3 月現在）
主な事業	投資助言・代理業
設立年月日	平成 13 年 5 月
連絡先	092-524-5527
加入協会	社団法人 日本証券投資顧問業協会

### 手数料など諸費用について

投資顧問契約（以下、「本契約」とする。）にあたっては、下記 2 に掲げる金銭をいただきます。

### お取引にあたってのリスクについて

本契約に基づいて行う投資助言・代理業は、下記 1 に掲げる有価証券及び金融商品につきまして、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生じるおそれがあることを説明するものではありませんが、実際の投資判断はお客様の決定に委ねるものでありますので、実際にお客様の被った損害につきましては、弊社は一切の責任は負いかねるものといたします。

○ 有価証券等に係るリスク

投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次のとおりです。

#### ①株式

株価変動リスク：株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

#### ②債券

価格変動リスク：債券の価格は、金利の変動等により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。また、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。一方、債券によっては、期限前に償還されることがあり、これによって投資元本を割り込むことがあります。

債券発行者の信用リスク：市場環境の変化。債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

#### ③信用取引等

信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。

信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

本契約はクーリング・オフの対象となります。

本契約に関しては、金融商品取引法第37条の6に掲げる「書面による解除」の規定が適用されます（下記5に記載）。

## 1. 投資顧問契約の概要

バランス投資顧問株式会社（以下、「弊社」とする。）は、次に掲げるも

のに関し、口頭、文書やインターネットを通じて情報提供により助言を行うことを約し、その対価として報酬をいただくことを約する投資顧問契約を締結し、本契約に基づき、助言を行うものといたします。

- ①有価証券の価値等（有価証券の価値、有価証券関連オプションの対価の額又は有価証券指標の動向をいいます。）
- ②金融商品の価値等（金融商品の価値、オプションの対価の額又は金融指標の動向をいいます。）の分析に基づく投資判断（投資の対象となる有価証券の種類、銘柄、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断又は行うべきデリバティブ取引の内容及び時期についての判断をいいます。）

## 2. お支払いいただく金銭の額

\* 「日経平均先物と釣り人と桃太郎」料金

1ヶ月契約	15,000円（税込み）
3ヶ月契約	43,000円（税込み）
6ヶ月契約	78,000円（税込み）
12ヶ月契約	145,000円（税込み）
カードでの契約	15,000円（税込み）

\* 「デイトレの海と風」「日経平均先物と釣り人と桃太郎」のセット料金

1ヶ月契約	25,500円（税込み）
2ヶ月契約	50,000円（税込み）
3ヶ月契約	73,500円（税込み）
4ヶ月契約	96,000円（税込み）
5ヶ月契約	117,500円（税込み）
6ヶ月契約	138,000円（税込み）
7ヶ月契約	157,500円（税込み）
8ヶ月契約	176,000円（税込み）
9ヶ月契約	193,500円（税込み）
10ヶ月契約	210,000円（税込み）
11ヶ月契約	225,500円（税込み）
1年契約	240,000円（税込み）

カードでのご契約は退会希望の連絡がない場合には自動更新となります。  
振り込みでのご契約は、ID停止日前に入金確認がとれましたら更新となります。  
よって上記の場合、本書面も継続されるものとしますのでご了承ください。

### 3. 租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

### 4. 投資顧問契約の終了事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

① 契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）

なお、支払期限までに報酬等のお支払いがない場合も、更新手続きが完了しなかったものとして契約期間の満了によって契約が終了するものとします。

② クーリング・オフ期間内に、お客様からの書面による契約の解除の申出があったとき

（詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照してください。）

③ クーリング・オフ期間経過後に、サイト上の契約解除の画面でサービス終了の申出があったとき

④ 当社が、投資助言業を廃業したとき

### 5. 投資顧問契約の書面による解除

#### (1) クーリング・オフ期間内の契約の解除

本契約は、金融商品取引法第37条の6に掲げる「書面による解除」の規定の適用が有り、以下の規定の適用を受けるものといたします。

①本契約が成立したときに作成する金融商品取引法第37条の4第1項に規定する書面（以下、「契約締結時交付書面」という。）を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面により本契約を解除することができます。

②本契約の解除は、解除を行う旨の書面を發したときに、その効力を生じるものといたします。

③弊社は、本契約の解除があった場合には、本契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の本契約に関して、お客様よりお支払いただく対価として以下に定める金額を超えて本契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求することはいたしません。

イ) 本契約解除時まで本契約に基づき助言を行わなかった場合は、本契約の締結のために通常要する費用の額に相当する金額

ロ) 本契約の契約期間の全期間に係る報酬の額を当該契約期間の総日数で除して得た額に、契約締結時交付書面を受領した日から解除

時までの日数を乗じて得た額に相当する金額

④弊社は、本項に掲げる書面による本契約の解除があった場合において、当該本契約に係る対価の前払いを受けているときは、③の金額を差し引いた残額を返還致します。

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

本契約は、クーリング・オフ期間経過後においては、契約を解除しようとする日の1ヶ月前までに、書面により本契約を解除することができます。契約解除の場合には、解除までの期間に相当する報酬額として日割り計算した金額をいただきます。また、報酬の前払いがあるときは、これらの金額（上記ロの方法）を差し引いた残額をお返し致します。

6. 弊社の役員及び主要株主

代表取締役 原 徳久  
主要株主 原 徳久  
島崎 和彦

7. お客様に対する投資顧問契約に基づく助言の業務の用に供する目的で金融商品の価値等の分析又は当該分析に基づく投資判断を行う者（以下、契約締結時交付書面において、「分析者等」という。）及び助言を行う者の氏名

原 徳久  
松田 裕和  
長島 和弘

8. 弊社への連絡方法及び苦情等の申出先

電話番号 092-524-5571  
メールアドレス umihe@d-umihe.net

9. 弊社が加入している金融商品取引業協会

弊社は、社団法人日本証券投資顧問業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。  
また、福岡財務支局で、弊社の登録簿を自由にご覧になれます。

10. 弊社の苦情処理措置について

(1) 弊社は、「苦情・紛争処理規定」を定め、お客様等からの苦情等のお申出

に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

弊社の苦情等の申出先は、上記8の苦情等の申出先のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③ 解決案のご提示・解決

- (2) 弊社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、弊社が加入しています社団法人日本証券投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出ください。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

住所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13

電話 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(月～金 9:00 ～ 17:00 祝日等を除く)

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会ください。

- ① お客様からの苦情の申立
- ② 会員業者への苦情の取次ぎ
- ③ お客様と会員業者との話し合いと解決

#### 1 1. 弊社の紛争解決措置について

弊社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、弊社が加入しています社団法人日本証券投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。弊社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出下さい。

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からのあっせん申立書の提出
- ② あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③ お客様からのあっせん申立金の納入

- ④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受諾

1 2. 弊社は、投資助言業務に関して、お客様に対して又はお客様のために以下に掲げる行為はいたしません。

- ①有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
- ②有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- ③取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- ④外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- ⑤店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理

1 3. 弊社は、いかなる名目によるかを問わず、投資助言業務に関して、お客様から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は弊社と密接な関係を有する者に顧客の金銭若しくは有価証券を預託することはありません。

1 4. 弊社は、投資助言業務に関して、お客様に対し金銭若しくは有価証券貸し付け又はお客様への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理をすることはありません。